人口減少と外国人労働政策

小崎敏男

目次

- 1. はじめに
- 2. わが国の外国人労働者の現状
- 3. 国際間労働力移動と国内労働市場に関する理論的考察
- 4. 外国人労働者の受け入れ政策に関する実証分析
- 5. 各国の現状と外国人労働政策
- 6. 結論: 今後のわが国の外国人労働政策

1. はじめに

国立社会保障・人口問題研究所は、平成18年12月推計のわが国の将来推計人口を発表した。それによれば、わが国の総人口は1億2,777万人(2005年)から50年後の2055年には、1,187万程度減少し総人口は8,993万になる見通しである(中位推計)。こうした人口減少は、大淵(2007)によれば、過去の人口減少(江戸時代とそれ以前)と次の2点に置いて異なるとしている。第1は、過去の人口減少は死亡率の高騰によって生じたが、今回は死亡率の高騰でない。第2は、過去の人口減少は,減少期間が比較的短いが、今回はメガトレンドであることを指摘している。

吉川 (2003) に代表されるように、経済成長は人口や労働力よりも技術進歩による生産性が最も大きく寄与している為、人口減少や高齢化が経済成長の低下を生むと言うのは単純すぎると考える研究者もいる。こうした考えに大淵 (2007) は、そうした議論は20~30年であれば、労働力の減少もさほど大きくなく、現存の資本ストックも十分に機能するので妥当するかもしれないが、問題は20~30年以降であるとしている。さらに言及するならば、人口減少は労働力の減少を生じさせ、人材不足から人材調達が十分できなければ、経済成長の阻害要因となる。また、人口減少は、社会保障とりわけ現在の公的年金制度のシ

ステムに問題を投げかけている。

我々は、こうした人口減少下の労働政策を小崎(2005)、小崎(2006a)、小崎(2006b)、小崎(2007)で展望し、サーベイを行って来た。本稿は、今までの研究の延長線上で、人口減少の緩和政策の一つとして、考えられる外国人労働者の受け入れ問題を検討する。外国人労働者の受け入れ問題に関しては、積極派と消極派に分かれる。樋口(1996)によれば、積極派の論拠は、①人口減少の解決策として外国人を受け入れる。②特定分野での労働力不足の解決策となる。③労働力が過剰な国から労働力不足の国への労働移動は、世界的厚生を高める。④外国人の本国への送金により国際貢献ができる。⑤外国人が日本企業で働くことにより、技術移転が可能となる。⑥人の移動は時代の趨勢であるなどを挙げている。一方、消極派の論拠は、①単純労働が入ってくると、国内に定着して失業率の上昇を生じさせ、雇用条件の悪化を導く。②人手不足を雇用条件の改善策に生かすべきである。3K(汚い、きつい、危険)の仕事を外国人にさせることは、国際的批判を受ける。③衰退産業に、人件費の安い外国人労働者を使用することは、産業調整の遅れを生じさせる。④製品を購入するわけでないので、送り出し国の発展に繋がらない。⑤単純労働者を受け入れても、技術移転にはならない。⑥定住化を招き、人種の対立を生じさせる可能性があるなどの論拠を挙げている。こうした対立軸を中心に本稿は考察を行うことにする。

第2節では、わが国の外国人労働者の現状を概観し、次に、外国人受け入れないし移民問題の経済的側面を理論的に考察する。第4節では、外国人受け入れに伴う費用と便益ならびに受入国の労働者と外国人の雇用代替ないし補完関係における実証分析のサーベイを行う。第5節では、諸外国の外国人受け入れ問題の現状を考察して、最後に今後の外国人受け入れ政策を述べる。

2. わが国の外国人労働者の現状

2. 1 我が国の外国人労働政策

100

厚生労働者のホーム・ページから、わが国の外国人労働者受け入れに関する基本的考えを見ておくことにしよう。はじめに、「わが国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者に関しては、受け入れをより積極的に推進する。」次に、「単純労働者に関しては、国内の労働者に関わる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすと予想されるため、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応する。」「また、単に少子・高齢化に伴う労働力不足への対応として、外国人労働者の受け入れを考えることは適当ではなく、まず高齢者、女性等が活躍できるような雇用環境の改善、省力化、効率化、雇用管理の改善等を推進していくことが重要で

ある」としている。

2. 2 外国人の分類と外国人労働者の雇用状況

現在在留資格として27種類設けられており、そのうち活動に基づく資格が23で、身分または地位に基づくものが4つある。前者は、当該外国人の活動内容を基準に付与した在留資格であり、後者は、当該外国人の属性等を基準に付与したものである(表1参照)。

法務省入国管理局編(2007)の『平成18年版 出入国管理』によれば、2005年の外国人入国者数"は745万103人となっている。入国目的別の在留資格新規入国者数は、612万709人で、観光客やビジネス関係者等の「短期滞在者」が90%以上を占めている。「短期滞在」をより詳細にみると、観光目的が新規入国者全体の57.9%を占め、商用は22.5%となっている。

就労を目的とする在留資格(「外交」及び「公用」を除く)による新規入国者数(フロー)は、12万5、430人で、新規入国者全体の2.0%となっている。その内訳は、「興行」が

1. 活動に基づく在留資格 1-1.〈各在留資格に定められた範囲で就労活動が可能〉 在留期間 在留資格 個々に指定 外交,公用 最長3年 3年または1年 教授, 芸術, 宗教, 報道, 投資・経 営, 法律・会計業務, 医療, 研究, 教 育,技術,人文知識・国際業務,企業 内転勤, 技能, 最長1年 1年, 6月, 3月又は15日 興行 1-2.〈就労は指定される活動のみ〉 最長3年 3年、1年、6月又は法務大臣 指定活動 の指定する期間 1-3.〈原則就労不可〉 3年,2年,1年,6月又は3月 最長3年 家族滞在 最長2年 2年又は1年 留学 最長1年 1年又は6月 就学,研修 最長1年 1年または6月 文化活動 90日,30日又は15日 最長90日 短期滞在 2. 身分・地位に基づく在留資格 〈就労活動は可能〉 無制限 永住者 最長3年 3年又は1年 日本人の配偶者等, 永住者の配偶者 等,定住者

表1 在留資格と就労活動の不可否及び在留期間

資料:法務省入国管理局編 (2007) 『出入国管理2006』より著者作成

9万9,342人,「人文知識・国際業務」が6,366人,「技術」が4,718人,「企業内転勤」が4,184人,「教育」が2,954人,「教授」が2,253人,「その他」が5,613人となっている。

学ぶことを目的とする外国人のうち,「研修」が8万3,319人,「留学」が2万3,384人 「就学」が1万8,090人,「ワーキング・ホリデー」が4,609人となっている。

身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数は,5万8,772人である。その内訳は,「日本人の配偶者等」が2万4,026人,「永住者の配偶者等」が990人,「定住者」が3万3,756人となっている。

一方,2005年末の外国人登録者数(ストック)は,201万1,555人で,総人口の1.57%を 占めている。1996年の数字と比較して,0.5%ポイント増加して59万6千人の増加である。 地域別では,アジアが73.8%,南米が18.7%,北米が3.2%となっている。国籍では,韓 国・朝鮮が29.8%,中国が25.8%,ブラジルが15%となっている。

目的(在留資格)別では、最も多いのは「特別永住者」²⁾の45万1,909人、「永住者」の34万9,804人、「定住者」の26万5,639人となっている。就労を目的とする在留資格の外国人登録者数は、18万465人である。その内訳は、「人文知識・国際業務」が5万5,276人、「興行」が3万6,376人、「技術」が2万9,044人、「企業内転勤」が1万1,977人、「教育」が9,449人、「教授」が8,406人、「その他」が2万9,937人である。

留学生・就学生では、「留学」が12万9,563人、「就学」が2万8,147人となっている。また、「研修生」が5万4,107人である。身分又は地位に基づき在留する外国人では、「永住者」が34万9,804人、「日本人の配偶者等」が25万9,656人、「永住者の配偶者等」は1万1,066人、「定住者」は26万5,639人となっている。

次に,厚生労働省の『外国人雇用状況報告』³⁾により,外国人労働者の取り巻く概況を みることにする。

2006年 6 月 1 日現在,30,488事業所で外国人労働者を直接雇用している事業所は27,323 所で,22 万2,929人となっている。間接的に雇用している事業所 4)は6,667所で,16 万7,291人である。

直接雇用の外国人労働者の属性は、男性が53.5%、女性が46.5%を占める。出身地域別では、「東アジア」が45.0%で最多を占め、次いで「中南米」が29.1%、「東南アジア」が14.5%となっている。「中南米」のうち約9割が「日系人」が占めている。

在留資格別では、就労に制限のない「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」が直接雇用外国人労働者全体の約半数の46.8%を占めている。次に、就労分野では、「専門的、技術的分野の在留資格」が18.8%を占め、そのうち64.2%は「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格である。

職種別では、「生産工程作業員」が56.5%で最多を占め、次いで「専門・技術・管理職」

が19.1%を占めている。正社員率は直接雇用外国人労働者数全体の25.3%である。正社員率を職種別にみると、「営業・事務職」(66.2%)、「専門・技術・管理職」(54.7%)で高く、「販売・調理・給仕・接客員」(5.7%)、「生産工程作業員」(17.1%)で低い。正社員率は、規模300~499人で32.2%と高い。

直接雇用の外国人労働者の産業別,事業所規模別特徴は,事業所数,外国人労働者数ともに,「製造業」が最も多く,直接雇用事業所数全体の50.7%,直接雇用外国人労働者全体の52.5%を占めている。次に,サービス業(14.4%:他に分類されないものを含む),卸売り・小売業(9.2%),教育,学習支援業(8.2%)となっている。規模別では,100~299人が最多となっている。

地域別では,直接雇用している事業所数は,東京,愛知,神奈川,大阪,静岡の順である。また,直接雇用の外国人数は東京,愛知,静岡,神奈川,大阪の順となっている。

次に間接雇用について、産業別では、事業者数、労働者数ともに「製造業」が最多で、90.7%の外国人が「製造業」で就労している。事業所規模では、100~299人の規模が最も多くなっている。

2. 3 外国人研修制度改革

最近、わが国の外国人研修制度に関して、国内外から物議をかもしている。もともと、「研修」制度は、わが国の人手不足解消策として、発展途上国の人々に日本企業の技術を学んでもらうために、1993年に創設された。期間は最長3年間で、1年間の「研修(座学と実務)」の後、2年間の「技能実習」を受ける。

しかし、近年、この制度を悪用して外国人を不正に働かせるケースが増えている。研修生は、労働者に該当しないため、労働法の適用外となり、研修生に過酷な長時間労働を強制させたり、法定の最低賃金以下で技能実習生を働かせるケースが散見され、制度の改革が迫られている。韓国も同様の制度問題が生じ、2007年1月に「産業技術訓練プログラム」制度が廃止されている[ユー(2006)]。

現状では、こうした外国人の研修制度に関して、わが国の国内でもコンセンサスが得られていない。厚生労働省と経済産業省は、外国人の単純労働は認めないという基本政策では、一致しているが、実務研修中の研修生の法的保護のあり方に関して、厚生労働省は「研修」を廃止し労働法の保護対象になる「技能実習」を3年に拡大することを提案している。一方、経済産業省は中小企業などの求める「安価な労働力」の確保を考慮して、現行の「研修1年、実習2年」という制度の維持を主張している。また、産業界からの高度技術実習制度の導入の要望を踏まえて、厚生労働省は、「企業単独型(大企業)」に限り、再実習の必要性が認められれば、2年間に限定して(合算して5年以内)認めるとしているのに対して、経済産業省は、中小企業、大企業を問わず、適正な運営と効果的な技能実

	厚生労働省案	経済産業省案	法相私案
研修(1年)	廃止	維持	見直し
技能実習(2,3年)	3年に拡大	維持	廃止
期間	大企業に限定して 最長5年	中小企業も含めて 最長 5 年	3年(延長認めず)
目的	国際貢献	国際貢献	労働力確保
立場	不正が相次ぎ, 労働者の保護を重視	安価な労働力 を確保したい企業 に配慮	実態を重視

表2 「外国人研修・技能実習制度」を巡る各案の立場

出所:日本経済新聞2007年6月30日朝刊「岐路に立つ外国人研修制度」

習を実施している企業に2年程度の高度技能実習制度を付与すべきとしている。(表2参照)[日本経済新聞2007年6月28日(木曜日)朝刊,6/30(土曜日)朝刊,7/3(火曜日)朝刊:岐路に立つ外国人研修制度(上,中,下)。],[経済産業省(2007),厚生労働省(2007)]。

以上の状況で著者は,「研修 | を国際貢献の位置付けとして残すべきと考える。厚生労 働省の改正案をみると,研修を廃止してしまい,日本に入国する際に一定レベルの日本語 能力を入国要件としているが、これでは母国で仕事ができるが、日本語ができない労働者 に研修の機会が与えられない恐れがあると思われる。長期的には, こうした研修技能実習 制度を存続させながら、別途3年程度を期間限定にして、単純労働者受け入れも考える時 期が来ると思われる。この場合は、1年目から労働法が外国人に適用され、外国人労働者 の権利を保護すべきと考える。研修を含めた外国人労働者の受け入れ問題は、日本で不足 している労働者を、市場化テストで認識した後、未熟練・熟練に関係なく移民を当面総人 口の2%程度受け入れる(現状では、移民は認められてないが、外国人登録数はすでに総 人口の1.57%に達している)。但し、語学の研修を受け入れ国と送り出し国の双方で費用 を負担して、一定の研修をした後、受け入れ同化政策を実施することが望ましいと考える。 さらに、2国間協定で、犯罪者の引き渡しと、罰則に関しては自国の罰則が適用される 等をその際取り決める(近年,外国人犯罪者の帰国により処罰できないなど問題が生じて いる)。その他は、日本人と同様な扱いとする。労働者の種類及び産業等は、経済情勢を みながら量的調整することが望ましいと考える。山本(1992)は,「日本は単純労働者も 含めて外国人労働者の受入れを認めるべきである」ことを,理論的に考察している。但し, 日本が外国人労働者を受け入れる際には、労働市場が透明で、価格メカニズムが働くよう な政策が必要であることも同時に主張している。

3. 国際間労働力移動と国内労働市場に関する理論的考察

国際貿易理論からの考察では、生産要素の一つである労働が財と同様に国家間を自由に移動するモデルか、労働力は人であり主権が存在する国家間を自由に移動できない(あるいは制限される)モデルとして考えるかにより、理論的帰結が異なる。西欧のある国で「労働力を受け入れるはずだったのに人間が来てしまった」と言う意味深な引用に文献のなかで何度も出会った。

国際人口移動ないし労働移動の理論を整理したものに、大塚(1993)や河野(2006)がある。河野(2006)は、Massey et al.(1994;1998)が、スケルドン(2005)及びPiore(1979)がを参考文献としながら、国際人口移動の理論を①新古典派経済理論②新家族経済学派理論③労働市場二重構造論④世界システム論⑤ネットワーク理論の5つに分けて理論的サーベイを行っている。また、大塚(1993)は、既存の国際労働移動の経済モデルを手際よく整理している。われわれは、それらを参考にしながら、外国人労働者の受け入れの経済効果に関する理論的帰結の整理を行う。

3. 1 労働市場の二部門モデル:部分均衡論

第1は、ルイスの閉鎖経済における「無制限労働供給」仮説と外国人労働者の受け入れに関する理論的帰結である。大塚(1993)は、ルイスの二部門モデル®に外国人労働者の流入した場合を考察している。つまり、農工両部門の成長が無制限労働供給を終焉させ、賃金の上昇が生じるときに、外国人労働者を受け入れたその理論的帰結として、次の2点を挙げている。①農工両部門の生産量は増加し続け、経済は成長するが、受け入れ国労働者の賃金水準を低下さ、受け入れ国労働者の生活水準の改善には必ずしも繋がらない。②外国人労働者の導入は、上述したように賃金水準の低下ないし、改善に不利に働く結果として、利潤の増加をもたらすため、企業家にとってはプラスに作用する。

上述のモデルは、澤田 (2003) で紹介されているマクドゥーガル=ケンプ・モデルあるいは MacDougal(1960)モデルの資本を労働に置き換えて考察したさい導出される結果、つまり、労働の国際移動は、受け入れ国の賃金率を低下させ、利潤率を上昇させるために、GNP を高める一方で、一人当たり GNP を減少させる。その結果、労働の送り出し国と受け入れ国の賃金率と一人当たり GNP を均等化させると言う分析結果と同様である。

しかし、労働移動に伴う受け入れ国の一人当たり GNP の減少は、労働者が熟練労働者の場合は必ずしも当てはまらない。なぜなら、熟練労働者に伴う人的資本の移動が相当に大きい場合、人的資本の移動により限界生産性が変化することで、送り出し国の一人当たり GNP の減少と、受け入れ国の一人当たり GNP の増加が示される場合も考えられる

[山本 (1992)]。こうした考えが、熟練労働者を受け入れ単純労働者を原則禁止するわが 国の外国人労働政策の基本的考えとなったものと思われる。

3. 2 一般均衡論モデル

第2に、ルイスの閉鎖体系モデルから、ボックス・ダイヤグラムを使用して、Bhagwati and Srinivasan(1983)は、開放体系のモデルで、生産要素の一つである労働の移動が自由に行われると言う仮定を使用して、パレート最適が実現され、両国のGNPが増加するばかりでなく、世界のGNPも増加するとの結論を導出している。この意味からすれば、自由な国際労働移動は両国および世界の経済成長にとって好ましく、積極的に奨励されるべきものである。

しかし、この結論は、部分的にせよ自由貿易が損なわれる場合には成り立たない。清野 (1993d) は、「財貿易と要素移動の相互関連」において、例えば、関税や数量割り当ての輸入制限が課せられている場合には、輸入財の国内価格は国際価格を上回るので、輸入財産業が他産業に比べて労働集約的であれば、ストルパー・サミュエルソンの定理により国内賃金は外国よりも高くなる。このような状況で外国からの労働を受け入れれば、流入した外国人労働者は実質的に労働補助金を受けることになる。補助金は受け入れ国により負担されているので、その額だけ受け入れ国の実質所得は低下してしまう。その結果、「外国人労働者の流入自由化が他の財・サービス貿易に対する政策次第では必ずしも受け入れ国の経済厚生を改善するとは限らない」ことを示している。

3. 3 比較生産費説・為替レートと労働移動

第3は、比較生産費説ないし為替レートによる構造調整に関して、大塚(1993)によれば、比較生産費説は自由な国際労働移動を暗黙裏に否定している。両国の産業構造調整に必要な産業間および国内の労働移動を認めてはいるが、構造調整の障害になる国際労働移動は認めていない。それゆえ、比較生産費説を発展させた「ヘクシャー=オリーンの定理」は、各国が資源賦存量の多い産業に特化する国際分業の奨励であって、労働力の輸出の奨励ではないと言う。先進諸国は、比較優位のある資本集約的産業に特化し、開発途上国は比較優位の労働集約的産業に特化して貿易すると、双方が利益を得る。ところが、高賃金を求める発展途上国の労働者が先進国へ移動した場合、先進国の労働集約的産業に有利に作用して、構造調整が遅れてしまう。同様のことが、為替レートによる構造調整においても生じうる。このため、自由貿易の恩恵を十分に享受できなく、双方に損失が生じる。そのため、比較生産費説・為替レートの構造調整からは、国際分業と自由貿易がもたらす利益を受け入れ国と送り出し国が享受するためには、外国人労働者の導入を阻止すべきとの結論が得られる「大塚(1993)101項]。

3. 4 所得格差と労働移動

第4は、人々はなぜ、仕事や十分な居住を得る保障もないのに、農村から都市へ、または、自国から外国へ移動し続けるかを解明したのが、Todaro(1986)®のモデルである。トダロは、新古典派的収入最大化の均衡モデルの使用する実質所得よりも期待所得に着目して、労働者の出身地と目的地の間の相対的期待所得格差に注目した。大塚(1993)で紹介されているトダロ・モデルは、以下のごとくである。

$$V_{f}(0) = \int_{t=0}^{n} P_{f}(t) Y_{f}(t) e^{-rt} - C_{u}(0) - C_{f}(0)$$
 (1)

$$G\left[\frac{V_{f}(t) - V_{r}(t)}{V_{r}(t)}\right] \tag{2}$$

但し、 V_f (0):海外部門での期待所得、 Y_f :海外部門の実質所得、 P_f :海外部門で就業できる確率、 C_u :海外での職を求めて都市に移動するコスト、 C_f :海外に移動するコスト、 V_r :農村の期待所得、r:時間選好率、t:時間である [大塚(1993)93頁]。

ここで、(1)式は、海外に職を求める農村部の労働者の期待所得である。(2)式は、期待所得の相対的格差である。そこから導出された結論は、一般的に、国際労働移動は失業の軽減や海外送金などの利益を開発途上国にもたらすと考えられてきた。しかし、このモデルによれば、逆に、都市部の失業問題のさらなる悪化と海外送金を上回る社会的コスト、といった不利益を開発途上国にもたらす可能性を示唆している。

3. 5 外国人の単純労働者と専門的・技術的労働者の受け入れ

山本 (1992) は、外国人労働者のなかで、専門的・技術的労働者は積極的に受け入れるが単純労働者の受け入れは阻止する政策に関して、先進諸国では開発途上国より、単純労働者の賃金率は開発途上国の専門・技術的労働者の賃金率よりも相対的に高いと考えられるため、単純労働者の方が開発途上国から先進諸国へ移動する可能性は大きい。そのため、専門的・技術的労働者と単純労働者の賃金格差の先進諸国と開発途上国との差から単純労働者の方が、国際移動が大きい。従って、専門的・技術的労働者は積極的に受け入れるが、単純労働者の受け入れを阻止する政策は、経済メカニズムに反して困難な政策であることを指摘している。

また島田 (2006) は、外国人労働者の受け入れに関する経済的効果の理論的考察として、それぞれの国が二重構造の労働市場を持つ2国モデルを基にして、熟練外国人労働者だけを受け入れることが可能かどうか検討している。政策当局が自国における熟練労働者と不熟練労働者に名目賃金に対する税率を操作しても、熟練外国人労働者だけを受け入れることが不可能であるとしている。なぜなら、2国の間の熟練・不熟練労働者の移動が同じ方向であるためである。また、最低賃金の変更を通じて不熟練外国人労働者の流入を抑制することが可能であるかを2国マクロ経済モデルと小国開放経済モデルで検討している。そ

の結果,不熟練労働者の最低賃金を引き上げることにより不熟練外国人労働者の流入が抑制されるが,しかし,熟練外国人労働者の流入は伴わないとの結論に至っている。こうした結果は,自国の不熟練労働者の雇用確率が外国の不熟練労働者の雇用確率より高いと仮定した場合でも成立する。

この結論は、最低賃金の引き上げが不熟練自国民の労働者の雇用量を減少させずに不熟練外国人労働者の流入を抑制し、同時に不熟練自国民労働者の受け取る実質消費賃金の合計を増加させる。そのため、最低賃金制が、不熟練な外国人労働者の流入抑制手段となるとしている。

最後に、不法就労者の排除に関して山本(1992)は、開放コストの概念に対して閉鎖コストの概念を導入して分析を行っている。その結果、①外国人労働者が不法就労者であるからと言って受け入れを阻止するのではなく、一定数受け入れることによって、それに伴う「総コスト」が最小となる。②受け入れ国の純利益が最大となる最適な外国人の受け入れ数は、「閉鎖のコスト」を考慮に入れると、それが考慮されない場合よりも高まることを指摘している。

3. 6 労働市場の構造と外国人労働者流入の経済的効果

大橋(1995)は,「労働市場の構造と外国人労働者の流入」の経済的効果を分析している。彼は,労働や資本の国際移動が発生するのは自由な貿易が何らかの障害によって妨げられているからだとする Mundell(1957)の分析結果だけからでは,労働移動は説明できないとする。なぜなら,貿易の障壁が高くない EC 諸国の間でも多量の労働移動が発生している。また,ヘクシャー=オリーンに理論的基礎を置くストルパー=サミュエルソンの要素価格均等化定理からも,労働移動を十分説明できないとする。なぜなら,この定理に従えば,自由な貿易さえ保障されれば,労働移動を発生させる誘因である国際的な賃金格差が消滅する。つまり,賃金格差の存在が,外国人労働者の流入を生み出す。しかし,1980年代の後半以前に,わが国と近隣諸国との間に大きな賃金格差が存在していたが,外国人の急激な流入が観察できなかった事をうまく説明できないとしている。また,非貿易財の存在こそが国際労働移動を的確に説明するとする後藤(1990,1992)の議論は,貿易財を生産する部門においても多くの外国人が単純労働に従事している事実が説明できないとしている。

清野(1993a)は、熟練労働者を海外から入れると、国内の賃金が低下する。それにより、国内労働者の人的資源に対する投資誘因を弱め、国内熟練労働者の不足を招くことを指摘した。そこで、大橋(1995)は、賃金格差が固定的な労働市場と経済成長とともに仕事に対する人々の選考の変化と外国人労働者と日本人労働者の補完性等をキー・ワードと

109

して、場合分けをしながら、モデルを構築している。その分析結果によれば、賃金が弾力 的な労働市場では、不熟練労働の賃金上昇は熟練労働のそれを上回り、賃金格差の縮小が 生じる。その結果として、国内で不熟練労働者が確保でき、外国人の導入の強い動機を持 たない。一方、賃金格差固定的労働市場では、経済成長とともに人々の仕事に対する選考 が熟練労働嗜好となり、不熟練労働市場では超過需要が、熟練労働市場では超過供給が発 生して、強い外国人の単純労働者への導入に動機を持つようになる。それゆえ、構造化さ れた労働者市場では、外国人労働者が好況下で多量に流入してくる仕組みが存在すると指 摘している。

3. 7 外国人労働者の労働流入と自国の資本輸出

労働力不足国が外国人労働者を受け入れる代わりに、労働過剰国に資本輸出してそこで生産を行うか、あるいは、労働を輸入する代わりに労働集約財を輸入する、つまり労働輸入と資本輸出の代替性、また労働輸入と労働集約財輸入との代替性の問題を山本(1992)は分析している。労働輸入と資本輸出の代替性に関して、Ramaswami(1968)による命題を紹介している。それは1財2要素という特殊なモデルを仮定して、労働、資本の移動が自由であるとすれば、資本豊富国は資本を輸出するよりも労働を輸入する方が有利となる。また、労働輸入と労働集約財輸入の違いをヘクシャー=オリーン定理の応用と考えられるMundell(1957)のモデルを用いて、労働輸入が労働集約財輸入より有利な政策であることも紹介している。

中馬(1993)は国際貿易の観点から外国人労働者の流入が国際資本移動に与えるインパクトと社会的厚生を考察している。用いられているモデルは、「大国」で、2国2財(=輸出・輸入財)、3要素(不熟練・熟練労働・資本)の完全競争モデルである。分析によると、外国人労働者の流入が社会的厚生に与える効果は、交易条件への効果と産業構造に依存して結論が異なると言うものである。

資本が自国の輸出産業で最も集約的に用いられ、不熟練労働者が輸入財産業でより集約的に利用されている場合、外国人の熟練労働者の流入が、交易条件への効果が弱いとき、国内の社会的厚生を増大させるが、外国人の熟練労働者の流入の効果は不定である。交易条件の変化がない場合、外国人の熟練労働者の受け入れは国内資本の海外流出を減少させる一方、不熟練労働者の受け入れは逆に資本の流出を増加させる。また、交易条件の改善は、資本集約的な輸出財産業の生産を拡大させることによって国内資本の海外流出を減少させる。

清野(1993c)は、「国際要素移動の経済的誘因」で労働流入と資本輸出との相互関係を検討している。国際要素移動の誘因と各要素の国際要素貿易における代替・補完関係に関する重要な2つの場合を検討している。第1は、生産要素として労働と資本しか存在しな

い場合である。各国における要素賦存比率の著しい差異や国内要素市場における歪み及び 輸入制限がある場合には、たとえ生産技術が同じでも要素価格の均等化は成立せず国際要素移動の誘因が生まれる。この場合には、労働と資本移動はお互い代替的となる傾向を持つことが示されている。また、各国でマーシャルの外部経済が働く産業がある場合にも要素価格均等化は成立しなくなる。その場合には両要素は国際要素移動の面ではお互い補完的になる傾向をもつことが示されている。

第2に、労働と資本以外に生産要素(例えば土地等)が存在する場合である。この場合は、たとえ各国の生産技術が同じであっても、各国内の要素価格が要素賦存割合に大きく依存する。このような状況で労働移動と資本移動がお互い代替的となるのは、両要素がお互い代替的あるいは「敵対的」となる場合に限られることが示されている。

4. 外国人労働者の受け入れ政策に関する実証分析

本節では、外国人労働者流入による影響を賃金、雇用、財政的インパクト等の実証分析のサーベイを考察する。実証分析結果も、多様な分析結果が提出されていて、その結果は一様でないことが分かる。

4. 1 移民と賃金及び雇用

移民(ないし外国人労働者の流入)が賃金や雇用にどのように影響を与えるかを、単純 な部分均衡分析を行った後,既存の実証分析のサーベイを行った文献として, Grenwood=McDowll(1986)の研究がある。彼らによれば、既存の実証分析結果は、短期 において、未熟練な国内労働者は、未熟練移民により賃金の低下と雇用機会の減少を受け る。しかし、その効果は大きなものでない。多くの研究は、1970年からのデータでは、未 熟練な移民は国内の未熟練労働者に対して小さなインパクトを持っているが,しかし無視 できるインパクトではない。いくつかの研究は、短期的には、高いスキルの国内労働者に は,正の影響を与えていると結論づけている。また,文献サーベイの Borjas(1994)も,以 前の研究では、移民受け入れ国の雇用機会に不利なインパクトを持つことを示唆する証拠 は、ほとんど存在しないとしている。Butcher and Card(1991)は、1980年代のアメリカに おける24の主要都市での賃金の分布の変化を移民との関係で分析している。1980年代の移 民の流入は、多くの都市で人口に比して相対的に少ないが、多くの都市で教育程度の低い 労働者がかなりの割合を占めていた。彼らは、アメリカ経済における未熟練労働者の実質 収入の低下が移民と関係しているかどうかを検討した。実証分析の結果は、賃金の高い労 働者と低い労働者の相対的増加率は、都市でかなり異なることが分かった。しかしながら、 そうした差異は、移民のフローの大きさとほとんど関係していなかった。さらに、より高

いスキルを持つ移民の労働市場の影響は相対的に小さいと報告している。

一方、上述された結果と異なり、賃金や雇用にかなり大きなインパクトを与えていると する研究結果も存在する。Wise(1974)は、カルフォルニアのウインター・メロンといちご 栽培従事者の実態を調べ、外国人労働者の影響を明らかにした。メキシコ人労働者は米国 内における季節的農業従業を合法的なものと認められていたが、これが禁止された。これ によって、ウインター・メロン栽培に従事していた国内労働者の賃金は67%、いちご栽培 は12%上昇した。その一方で生産量の落ち込みによりそれぞれの労働者数は22%,16%減 少し、生産物価格は 6 %、11%の上昇を示した。また、Smith and Newman (1977) は合 法・非合法を問わず、移住者の多いメキシコ国境近くの町と他の町とを比較し、移民の賃 金に与える影響を分析した。例えば、性、年齢、学歴、人種、職種、勤続年数を同じ労働 者の賃金を比較しても、移住者の多いところではこれが低い。樋口(1988)によれば、 De Freitas and Marshall(1983)¹⁰は、35の大都市を調査し、そこでの生産労働者のうち19 %は外国生まれの者によって占められている。彼らはこの35都市における賃金を分析し, 外国人移住者が20%を超えると賃金引き下げ効果は急激に拡大し,1%の移住者の増加が 1.2%の賃金引き下げにつながると報告している。さらに、Altonji and Card (1988)¹¹⁾は、 移住者が国内労働者の賃金に大きな影響を与えていると結論付けている。一つの都市にお いて移住者の比率が10%上昇すると、不熟練の国内労働者の平均週当たり所得は8ないし 12%低下する。衰退産業が多く、しかも、そのような産業からは不熟練の国内労働者は追 いやられ、外国人移住者が高い比重を占めている。

移民は、受け入れ国の所得に対して僅かな影響しか与えていない。受け入れ国の収入ないし雇用は、移民を受け入れている地域と他の地域の間には、大きな相違がないとした研究 [Borjas(1994)] に対して、Borjas、Freeman and Katz(1996)は、地域の経済的条件をコントロールすると、移民によって誘発された供給の変化と賃金の間には負の関係を得ている。また、移民と貿易の効果の要素比率の推計では、移民は、高卒中退の相対収入の減少に寄与し、大卒に対する高卒労働者の収入を僅かに削減した。さらに、Borjas(2005b)は、高い熟練労働市場に対する移民のインパクトとして、特定の時期で、特定の分野で移民に誘発された博士号取得者の10%の供給増加は、博士号取得者の収入を3%低下させるとしていると報告している。

次に、アメリカにおける移住者の所得を追跡し、時間の経過とともに国内労働者との賃金格差がどのように変化したかの分析として、Chiswick(1978)、Borjas (1985, 1994, 2005a)などの研究がある。Chiswick(1978)は、移住してきた間もないときには、他の労働者に比べ賃金は圧倒的に低い。だがアメリカ企業の慣行や言葉に慣れるにしたがって、また彼ら自身も熱心に教育訓練をうけようとするから、かれらの賃金の伸びは他のアメリカ人より

も大きい。その結果、10~15年後には平均的なアメリカ人の賃金に追いつく。Borjas は一連の研究で、26~30年の長い年月をかけることによってはじめて移住者は社会に同化できることを示している。しかし、不法就労者の場合は以上のようにはいかないと報告されている「Chiswick(1986)」。

Lerman(1999)は、1997年の労働力から最近の移民を除くと、非老齢成人(25~64歳)の賃金不平等を示すジニ係数の値が25%程度削減され、年収では約30%小さくなる。アメリカの賃金の不平等の拡大要因の一つとして、移民をあげている。

4. 2 外国人労働者と自国労働者との代替・補完関係

外国人労働者の受け入れは、国内労働者と補完的なら自国の雇用には何も影響を与えない。もともと国内労働者で満たされないような仕事を外国人労働者で補うので、国内労働者と競合しない。一方、代替関係にある場合は、国内労働者と競合することになり、賃金や雇用の下落や減少が考えられる。

Grossman(1982), Akabari and Devoretz(1992)は、費用関数の推計から、国内労働者、外国人労働者と資本との代替・補完関係を検討している。Grossman(1982)は、アメリカの地域別データを用いて、外国人労働者とアメリカ生まれの労働者との間の代替性を見出している。Akabari and Devoretz(1992)は、カナダの産業別データを用いて、外国人を集約的に雇用している産業については移民とカナダ生まれの労働者との間に代替性を見出しているが、全産業については有意な結果が得られない。三谷(1993b)は、EC諸国における外国人労働者と女子パートタイム労働者の代替関係について分析している。その結果によれば、第三次産業では両者に明確な代替関係が見出されているものの、建設業や製造業でははっきりした関係は見出されていないとしている。

樋口 (1988) によれば、Borjas(1987)¹²⁾は、移民流入者の増加が自らの雇用や賃金に与える影響は多大なもので、新たに流入する者が増えると、先に移住した彼らの先達者の雇用を脅かすことを報告している。

一方、わが国を対象とした研究に三谷(1993a)、大竹・大日(1993)、UFJ総合研究所(2005)の調査・研究がある。三谷(1993a)は、わが国の女子パート労働者と外国人労働者の代替関係の計測を行っている。国勢調査の都道府県別データを用いて、パートタイム労働者の全労働者に対する比率と外国人労働者数の代理変数としての外国人数との間に負の相関を見出している。しかし、外国人数とパートタイム労働者の賃金との関係では正の相関を見出しており、賃金データからは代替性は認められていない。大竹・大日(1993)は、外国人労働者の流入が、正規労働者、非正規労働者の賃金水準や労働需要にどのような影響を与えるかを実証的に明らかにしている。国内正規労働者、国内非正規労働者、外国人労働者、資本との4つの生産要素の間での代替・補完関係を生産関数で推計

している。データは、企業別のクロスセクション・データを使用している。推定結果は、 外国人労働者は正規労働者に対して補完的であり、資本と非正規労働者に対して代替的で ある。

UFJ総合研究所(2005)『製造業における外国人労働者の活用の実態と日本人労働者の雇用・賃金への影響に関する調査』で、日本人労働者と補完関係にあるのか代替関係にあるのかを調査している。現状では、日本人労働者の人手不足から外国人を活用しており、活用する業者側の活用理由を見る限り、単なるコスト要因のみの理由で外国人を雇用しているわけでないため、日本人との代替が生じているわけではないとしている。

4. 3 外国人労働者の流入と自国労働者の流出

中村 (2007) が言及しているように、外国人の流入している地域において、自国労働者が流出してしまうと言う問題が提起されている。中村 (2007) は、欧米においてだけでなく、日本においても外国人労働者の受け入れが多い地域ほど、他の地域に比べて自国民の賃金水準が相対的に高い傾向があると指摘している。こうした傾向は、確かに吉田 (2005) の分析からも確認される。理由の一つとして、自国労働者の他地域への移動が加速され、そのことにより外国人労働者の流入にも関わらず全体の労働供給が減少し賃金水準が上昇すると考えられている。こうした、議論には賛否両論の証拠が提示されている。Card and DiNardo (2000)によれば、Borjas=Freeman=Katz(1996)、Borjas(1997)、Frey(1995、1996)等の研究は、外国人の流入は地域の労働市場における労働の供給を増加させないか、あるいは、外国人の流入と自国民の流出との間に強い相関があるとしている一方、Wright et al(1997)は、大都市における自国民の流出は外国人の流入と関係がないことを指摘しているとして、Card and Dinardo (2000)は1980年代の外国人の流入が都市における、熟練の分布をどの程度変化させたかを分析している。その結果、特殊な熟練グループの外国人の流入の増加は、それと同じ熟練の自国グループ労働者の僅かな増加を導いているとしている。

4. 4 移民と財政的インパクト

後藤(1992)は、単純労働に従事する外国人労働者を合法的なものとして受け入れた場合、どういった経済的影響があるか考察している。モデルの特徴は、①「非貿易財」を導入し、②関税や非課税障壁などによって貿易が制限され、③国内の労働者と同賃金が支払われる等が仮定されている。分析結果によれば、国内非貿易財労働者(建設・サービス)の1%に当たる30万人を入れた場合、経営者は安価で豊富な労働力を活用できるので利益を受けるが、外国人労働者と競合する国内労働者は大きな損失を被る。より具体的に言及するなら、30万人の外国人労働者が受け入れられた場合、国内労働者の年間賃金が、一人当たり約3万円減少して466万円になる。したがって、わが国の国内労働者全体の雇用者

所得は、約1兆2,000億円減少し、資本所得は約3,300億円増加する。その結果、国民所得は9,200億円減少すると試算している。

結論として、賃金差別のない中長期的な状況では、外国人労働者の受け入れはわが国にとって経済学的に見てマイナスの可能性があるとしている。少なくとも、中長期的には外国人労働者の受け入れという労働力の輸入よりも、労働集約財の輸入を増やすべきであると主張している。こうした考えは、山本(1992)の理論的考察と真っ向から対立する事となる。

労働省職業安定局編(1992)『外国人労働者受入れの現状と社会的費用』では、外国人労働者受け入れの社会的コストとして、①産業構造の遅れや失業の増加と、②平成3年度において、62億円の社会的コストの負担、③日系人労働者の一人1ヶ月あたり労働コストは、日本人より高い。したがって、社会的コストが増大する。それゆえ、企業における雇用管理の改善や生活面の援助を促進し、社会的コストの削減が必要であるとしている。

中村(1993)「国際労働移動に伴うマクロ経済的影響――モデルによるシュミレーション分析」外国人労働者受け入れに伴うマクロ経済的影響について定量的な検討を試みている。分析によると、外国人労働者の受け入れには、かなりの社会的コストを伴うこと、自国労働者の実質賃金を低下させてしまう可能性の高いこと、が示されている。但し、外国人労働者による送金率をある程度まで引き下げることができる場合、実質賃金への影響はそれほど大きくならず、安定的な経済成長を達成させる可能性がある。一方、送り出し国にとっては、送金のミクロ的影響が大きく、無視できないプラスの効果を持っていることも確認されている。

日本総合研究所 (2002) 『外国人労働者受入れに伴う社会的コストに関する調査研究報告書』によれば、外国人への行政サービスにかかるコストは、外国人一人当たり25万4,012円となっている。外国人労働者受け入れに伴う社会的費用は、単身で65万9,711円、若年夫婦で111万2,910円、2世代で316万3,051円、高齢夫婦で499万6,266円となる。一方、外国人労働者受け入れに伴う社会的便益は、単身で288万8,912円、若年夫婦で329万6,834円、2世代で384万6,035円、高齢夫婦で101万8,074円となると試算している。

こうしたわが国の外国人受け入れによる社会的コストの話の一方で、Lee= Miller(2000)は、移民の初期のインパクトは、移民が子供を学校に行かせたり、数年間低い収入であったりで負である。こうしたインパクトは、16年後には正に変化する。同様に、年10万人の移民増加は、中央のインパクトは、常に正であるが、75年後中央の収入のわずか0.7%の量である。州や地域のインパクトは、常に負であるが、州/地域の収入の0.5%を決して超えない。全体のインパクトは、はじめ負であるが、何十年か後には正となる。加えて、それは全体の税収において相対的に小さい。移民の量を変化させる全般的な結果

は、全く小さくそして政策の主要な考えにならない。年10万人の移民受け入れは、はじめ 非移民にとって、税の上昇を生じさせるがその後、削減され現行の税率の1%以下となる ことを見出している。

また、米大統領経済諮問委員会(CEA)は、2007年の6月20日、米国で暮らす移民の経済効果に関して、建設などの分野で移民の非熟練労働者が増えれば、米国人の熟練労働者の生産性が上がることを例示し、移民と米国人の補完関係が米経済を全体として活況化し、移民の労働は米経済全体にプラスの影響を与え、米国人の所得を年間300億ドル以上増やす効果があるとの試算を示している[(ワシントン=小林洋之)日本経済新聞2007年6月22日(金曜日)、朝刊]。Auerbach=Oreopoulos(1999)は、「アメリカ移民の財政的インパクトの分析」で、世代会計分析によって、移民のインパクトを分析しているが、政府の割り引き率、経済成長、財政的調整の程度により、移民の財政的影響は全く異なるとしている。

5. 各国の現状と外国人労働政策

本節では、わが国の外国人労働政策を考えるために、各国の外国人労働政策ないし移民 政策を考察する。

5. 1 アメリカ¹³⁾

2003年のアメリカにおける外国出生者人口は3,347万人で,全人口の11.7%を占めている。このうち帰化アメリカ市民が1,284万人,非アメリカ市民が2,063万人である。2007年の大統領経済報告によれば、全人口の約4%に当たる1,100万人から1,200万人の外国生まれの者が米国に不法に居住していると非公式に推計されている。

アメリカは、外国人を無制限に移民として受け入れてきていたが、人口増加に伴い、1880年代以降は徐々に選択的・制限的に受け入れている。現在は、年間67万5,000人の枠を設けて、移民の受け入れを行っている。アメリカ移民法は、新規にアメリカへ入国する者は、アメリカに永住の意思がないことを立証しない限り移民とみなされる。

移民には、アメリカに永住する権利のある移民ビザ(永住権=グリーンカード)が発給される。これを取得すれば、アメリカ国内での就職や転職、又は自営や投資等をアメリカ人と同様に行うことが出来る。永住権取得後5年以上経過しその間3年以上アメリカに居住している場合、あるいはアメリカ市民と結婚して3年以上経過している場合には、市民権取得(帰化)資格が付与される。

非移民は、アメリカに入国するとき「一時渡航者」であり、入国目的に応じて非移民ビザが発給されている。アメリカで一定期間働く場合には、非移民就労ビザを取得する必要

があり、その年間発給数は制限がある。2004年9月30日から原則全ての外国人渡航者に入 国時点で指紋情報の読み取り及び顔画像の撮影を課すなど、申請手続・審査の厳格化が進 められている。

アメリカの移民政策は、1965年の改正移民法における①移民により離散した家族の呼び寄せ枠と②特定の職能を持つ人を採用する雇用枠の2大優先カテゴリーを移民受け入れの基本としている。移民としてアメリカの永住権を申請する方法には、1)家族関係による申請2)雇用関係に関する申請3)多様化プログラムによる申請の3つから成り立っている。第1番目の家族関係による申請は、移民としての地位及び呼び寄せ家族の続柄・年齢によって、優先順位と年間枠が設けられている。第2の雇用関係による申請は、雇用主が申請を行い、労働のカテゴリーに応じて、優先順位と移民ビザの年間発行枠が定まっている。第3の多様プログラムは、抽選式グリーンカードとも呼ばれ、地域を6つに分け、抽選で職業や財産などに関係なく、各国平等に移民のチャンスを与えるシステムである。過去5年間の移民データに基づき、移民の少ない地域から抽選で年間5万人に移民ビザを発給する。但し、年間発給数の上限は、1カ国3,500人となっている。

5. 2 EU 諸国¹⁴⁾

労働政策研究・研修機構 (2006) 及び今野 (2006) によれば、ドイツ、フランス、オランダでは、1960年代の労働力不足対策としての外国人労働者受け入れ政策から、1970年代の石油危機を境として、就労目的の外国人受け入れを原則停止し、帰国促進政策へ転換した。しかし、①帰国政策は成功せず、外国人労働者の国内滞留が長期化した。②外国人労働者の家族呼び寄せが進んだ。③各国政府が意図した外国人労働者の削減にはならなかった。一方、イタリアでは、労働者を供給する送り出し国から、70年代後半にはいると、受け入れ国の政策が受け入れ停止に転換したため、送り出し国から受け入れ国に転換。その結果、外国人移民が増加した。現在のEU主要国の政策は、表3にまとめられる。

Entzinger(2007)によれば、欧州連合、なかでも「旧加盟国」15カ国は、高度熟練労働者の不足が深刻化している。また、EU 域内での人の移動が少ないことを指摘している。EU 加盟国の国民で、自国以外の EU 加盟国で実際に働く EU 市民は全体の 2 %以下である。こうした、域内の移動の低い水準の理由として、他の加盟国で就労する場合、異なる言語や教育、社会保障および年金制度などに適応しなくてはならない苦労があるが、そのコストを上回るほどの賃金格差が存在しないことを挙げている。

欧州連合域内の現在の人口に占める移民の割合は6%前後に達していて、最も多いのはルクセンブルクで、人口の約3分の1が外国人で占めている。比較的古い移民受入国であるフランス、ドイツ、英国などの国は、人口に占める移民の割合が10%前後だが、第2世代も含めると、多くの国で20%近くを上回る。南欧では、人口に占める移民の割合は5%

主要な EU 加盟国	労働者の 受け入れ	概要
ドイツ , オーストリア	流入を制限	中・東欧からの労働者も 制限を継続
フランス, デ	流入制限も	建設業や飲食業な
ンマーク, ベ	限界的には	ど人手不足の業種
ルギーなど	受け入れ	のみ
英国 , アイル	開放政策を	04年拡大時は開放,
ランド	転換	ルーマニアなどは規制
スウェーデン ,	労働市場を	ルーマニアなどからも
フィンランド	開放政策を	労働者を受け入れ

表3 EU主要国の労働者移動制限への対応

出所:日本経済新聞,2007年1月6日,朝刊

を超える国はない(ギリシャを除く)とのことである。

また, EU25ヵ国の労働力人口は, 2030年までに現在の3億300万人から2億8,000万人にまで減少する一方, 65歳以上の高齢者人口は, 2000年の7,100万人が, 2030年では1億1,000万人に急増し, 高齢依存率23%から40%へと倍増するとEUは推計している。

このため、EU は20世紀後半までの「ゼロ移民政策」から、「共通のフレームワークによる秩序ある流入管理」へと政策転換を図っている。移民の受け入れ及び統合を、多面的なアプローチ(入国管理、統合政策、差別の除去、不法移民対策、加盟国民及び第三国民の雇用ギャップの削減)で取り組んでいる「労働政策研究・研修機構(2004)」。

EUの移民政策への法的権限は、1999年に発効したアムステルダム条約と、タンペル欧州理事会決議を土台としている。それを基に欧州委員会は、①受け入れ体制整備②送り出し国の状況(頭脳流失問題等の対策)③統合政策④不法移民政策の4点に焦点をあて、第三国民の入国許可及び居住条件に関する共通の法的枠組みの策定と、EU法制がカバーしない諸政策を行っている「労働政策研究・研修機構(2004)」。

Entzinger(2007)によれば、施策は2つに分かれるとしている。第1は、一般国民向けの施策をそのまま移民にも適用する方向。第2は、移民向けに特別の施策を策定する。前者の施策は、フランスに代表され、一般国民向けの政策を、移民であるないにかかわらず全ての人に等しく適用するアプローチである。後者の施策は、英国で、移民の流入から発生した新たな形の文化の多様性を明確に認め、移民を「異質な存在」としたうえで認識しょうとするものである。北西欧の他の移民受入国は、フランスの同化政策と英国の多文化主義の中間的立場をとる。北欧諸国、オランダ、それにベルギーのオランダ語圏では、伝統的に英国よりの考えを取り入れてきた。ドイツ、オーストリア、スイスでは、フランスよりのアプローチを採用している。その施策には、①法的・政治的権利の領域、②社会・

経済への参画の領域、③文化の領域である3つの側面がある [Entzinger(2007)]。

5. 2. 1 ドイツ¹⁵⁾

2005年末のドイツに滞在する外国人は676万人であり、全人口の8.2%を占めている。 2004年の外国人の労働力人口は370万人、全労働力人口の9.1%である [労働政策研究・研 修機構 (2007)]。欧州の移民大国である。

2004年7月に新移民法が成立し、05年1月から施行されている。新移民法の特徴は、「ワン・ストップ・ガバナンス」を導入し、「滞在許可」と「就労許可」の手続きを統合したことである。また、合法的移民のドイツ社会への統合化を促進するための統合コースに関する規定を盛り込んでいる。

「滞在法」、「EU市民の移住の自由に関する法律」および既存の法律の諸改正からなり、「新規入国外国人の就労許可に関する法令」(就労法令)や「国内に住む外国人の就労手続・許可に関する法令」(就労手続法令)が制定された。また、従来4種類に分かれていた滞在許可は、期限付きの「滞在許可」と無期限の「定住許可」の2種類に整理統合された。

新移民法は、1973年に導入された外国人労働者募集停止規定を維持しているため、外国人労働者の就労目的の入国と滞在は、特定の労働や資格に対してのみ許可されている。就労許可は、連邦雇用エージェンシーが労働市場への影響や、ドイツ国民、欧州連合(EU)市民への斡旋を優先するなどの要件を考慮して行っている。高度な技能を持つ外国人労働者は、連邦雇用エージェンシーの許可なしに、無期限の定住許可が与えられる。高度技能者とは、1)特別な専門知識をもつ学者2)卓越した地位にある教授や科学者3)公的疾病金庫保険に加入できる上限額の2倍以上の所得がある特別な職務経験を有する専門家や幹部職員である。また、3年以上の職業教育を必要とする技能労働への外国人の就労は、就労法令、就労手続法令に規定されている場合に認められる。2004年にEUに新規加盟した中東欧諸国の国民は、ある一定の職に適したドイツ人または同等の資格を持つ候補者がいない場合のみ、その職に就くことが許可される。ただし、EU新規加盟国の国民は、非EU加盟国の国民より優先される。

就労法令により就労は、次の4つに区分される。第1は、「許可を必要としない就労」で、労働市場における優先や労働条件に関するチェックが免除されている。第2は、「許可を必要とする就労」で、「職業教育を前提としない就労」(季節労働、家事手伝いなど)「3年以上の職業教育を前提とする就労」(外国語教師、IT技術者、管理職、専門職など)に分けられる。第3は、「その他の就労」で、連邦雇用エージェンシーが労働条件についてはチェックするが、労働市場における優先チェックが免除される。第4は、「2国間協定に基づく就労」である。

ドイツでは、移民や移民の2世、3世の失業率が著しく高く、外国人子弟の教育水準の低下が深刻な問題となっている。こうした問題に対処するために、新移民法には、合法的移民のドイツ社会への統合化を促進するための統合コースに関する規定が盛り込まれた。統合コースは、原則として、ドイツ語の話せない新規移民に対して義務化されている。また、過去に入国した移民も統合コースを受講する権利を有している。その統合コースの内容は、①600時間のドイツ語教育コースと、②30時間のドイツの歴史・文化・法律等を扱うオリエンテーションコースで構成されている。

5. 2. 2 フランス¹⁶⁾

1999年の国勢調査によれば、フランス本国に居住する外国人は325.8万人(総人口の5.6%)、移民は430.6万人(総人口の7.4%)である。2002年の外国人労働者数は162.4万人である。また、フランスの全労働者に占める外国人労働者の割合は6.2%となっている[労働政策研究・研修機構(2006)]。

コンダミナス (2007) によれば、新移民法は、質の高い移民の受け入れについては寛大である一方で、非合法移民については厳しく取り締まる 2 極化傾向にある。新移民法は、次の①「移民流入の抑制」②「移民選別の促進」③「移民の社会統合」 3 つの柱から成っている。

第1の「移民流入の抑制」は、2003年11月の「移民の抑制、外国人の滞在および国籍取得に関する法律」によって規定されている。この法律の主な目的は、「移民の寛大な受け入れ」と「非合法の移民流入ルートに対する取り締まり強化」である。第2の「移民選別の促進」は、2006年7月の「移民と統合に関する法律」で移民選別の促進を規定している。フランス経済の需要に合った労働力を選別し、経済、科学、文化および人道に関するプロジェクトに参加できるような外国人のみを受け入れようとするものである。フランスが必要とする有識資格者や才能ある人物に門戸を開くことを目的としている。第3の「移民の社会統合」は、受け入れに際して「統合契約」が新たな移民全員に義務化された。契約で最も重要なのは、フランスの原則一自由、平等、博愛の尊重である。以上が新移民法の特徴である。

5. 2. 3 イギリス¹⁷⁾

2004年のイギリスの総人口は、約5,823万人でそのうち、外国人は285万人で総人口の4.9%を占めている。外国人の労働力人口は、144万5,000人で労働力人口の5.2%を占めている[労働政策・研修機構(2007)]。

イギリス政府は2005年以降欧州経済地域(EEA)外からの移民の受け入れに対する規制を強める方向に政策転換しようとしている。07年に新受け入れ制度を開始した。新制度では、入国を希望する移民を5段階に構造化し、受け入れの審査には年齢、職歴、学歴な第40号(2008)

どを点数化し、その合計点数に応じて可否を決定するポイント制が導入されている。

国際間の流出入は、05年は入国件数56万人、出国件数38万人で約18万人の入国超過となっている。就労目的の入国許可の発給件数約40万件のうち、約7万件が労働許可に基づくものである。さらにワーキングホリデー、各種の外国人労働者受け入れ制度(高度技能移民プログラム(HSMP)、季節農業等労働者制度(SAWA)、業種別割当計画(SBS)、労働者登録制度(WRS)の受け入れ数を加えると外国人労働者の流入規模(05年)はイギリスの全労働力人口の約1.3%となる。

新制度は移民を5層に分類している。第1層は、従来 HSMP で受け入れてきた高度な技能を有する労働者(医師や金融専門家など)である。この資格で入国した場合、一定の期間イギリス国内に滞在すれば永住権取得の機会が与えられる。第2層は、従来労働許可の枠組みで受け入れに相当する。この資格で入国した場合、5年間の就労ののちに語学試験と市民資格試験に合格すれば家族とともに英国に定住することが認められる。第3層は、SAWA や SBS などの制度の下で受け入れてきた低熟練労働者にあたる。国内での人材不足が著しい特定職種に限り、数量を限定かつ短期間受け入れる。この資格で入国した場合、期間終了の段階で出国しなくてはならず、滞在する道はない。第4層は、学生で、第5層は、短期非定住者:商用、文化交流事業などで入国する者(ワーキングホリデー)となっている。

不法滞在者対策の強化が強く打ち出されており、第2層から第5層の移民を受け入れる 企業および教育機関に制度運用の監視者としての責任を求めると同時に、不法入国労働者 を雇用した場合は2,000ポンドの罰金を科す規定が盛り込まれている。

5.3 アジア、オセアニア地域における外国人労働者受け入れ制度と実態

グローバル化の進展に伴い,モノ,ヒト,カネの国際間移動が活発化している。こうした状況下で,アジア各国も人の移動が本格化している。本項では,アジア諸国とオーストラリアの外国人労働者政策を考察する。

5. 3. 1 台湾

洪(2006)によれば、台湾は国内労働力不足の解消のため、1989年以降外国人労働者の受け入れを行っている。タイ、フイリピン、インドネシア、マレーシア、モンゴルと言った国々と2国間協定に基づいて、単純労働者を受け入れている。就労期間は最長3年間である。外国人を受け入れる場合、国内の雇用確保を前提とした労働市場テストが行われる。加えて、各企業に外国人労働者の構成割合に上限を設ける雇用上限率を設定している。

製造業は行政院経済部で雇用申請を行う。看護・介護は、医師による審査に通った案件 のみ外国人労働者の雇用申請できる。各種審査後、募集ポストの職が国内労働市場では充 足できなかったことを証明 (労働市場テスト) した後,行政労工委員会による外国人労働者雇用許可の発給がなされる。

外国人労働者は、雇用契約期間中、労働許可を申請した雇用者の下にとどまることが要求されるが、しかし、洪(2006)によれば、外国人雇用者の20%近くが無断で雇用契約途中に雇用主を変えて、失踪してしまうと言う。

外国人労働者に対する保護と社会統合に関しては、受け入れ期間が最長6年で外国人労働者の定住化を想定していないため、外国人に対する施策はあくまで法的権利保護や台湾での生活の速やかな適応を助けることに重点が置かれている。

5. 3. 2 韓国

ユー(2006)によれば、韓国における外国人労働者は、2005年5月現在で、35万8,000人で、総労働人口の1.5%を占めている。1960年代から70年代にかけて、韓国は労働力送り出し国であったが、急速な発展に伴い小規模な製造業や建設業など、熟練度の低い労働者を必要とするようになった。1980年末頃からいわゆる3K産業を中心に、労働力不足が生じ外国人労働力の受け入れ国に転じた。

1991年11月に「産業技術訓練生プログラム」を導入した。しかし、日本の「研修制度」と同様に、この職業訓練生プログラムに参加している外国人は、公式には「従業員」ではなく「訓練生」と分類されるため、韓国の労働法に基づく保護を受ける権利を満たしていないとの批判を受けて、2007年1月に廃止された。

彼によれば、外国人労働者の半分程度が不法就労者であるとのことである。こうした状況の中、2003年8月「移民労働者に対する労働許可に関する法律」を制定し、その結果、未熟練労働者を「訓練生」としてでなはく、「従業員」として雇用することができるようになった。

この制度では、製造業、建設業、農牧業、およびサービス業の6分野(飲食業、ビジネス支援業、社会福祉、清掃、介護、家事)に属する従業員300人未満の雇用主は、国内で労働者が見つからない場合、労働部から許可を得た上で外国人労働者を雇用できる。雇用契約期間は原則1年間であるが、3年間の延長が可能である。受け入れ可能な外国人労働者の人数は、外国人労働者政策委員会によって決定される。また、韓国政府は、先端技術の分野における有資格の高技術労働者の受け入れを積極的に行っている。

5. 3. 3 シンガポール

スー (2006) によれば、天然資源に乏しいシンガポールは、自国民に対する教育訓練・職業訓練を推進する一方で、外国人就労を受け入れるオープンドア政策を常に採り入れている。特に高度な技能や資格を持つ労働者はシンガポール経済の競争力と活力を維持するうえで、不可欠であるとの認識に立ち、積極的な受け入れが行われて来た。

就労を希望する外国人は,雇用許可あるいは労働許可を取得しなければならない。雇用許可は,企業や投資,熟練労働者などの技能を有する労働者を対象としているのに対して,労働許可は,一定職種における単純労働を行う労働者に対して発給される。雇用許可および就労許可を得て入国する外国人労働者には就労パスが発給される。このうち人材省雇用許可局が発行する雇用パスは,業種と月給額によってP1およびP2,Q1,Sの3種類に区別されている。人的資源省(MOM)によると,2005年現在の雇用許可および労働許可の保有者数は約62万人である。

雇用パスは、初回の申請に対して最長2年間の発行が可能である。申請者は合法的に雇用を継続されている場合、各回、3年間の更新を継続できる。雇用パスの保有者は、雇用期間の上限がないため、退職年齢までシンガポールで働くことが可能である。

スー(2006)によれば、技術水準の低い外国人労働者の需給は、「雇用率」と「雇用税」のシステムを運用することでコントロールされている。「雇用率」とは、企業が雇用できる外国人労働者の人数をシンガポール人従業員の人数に基づき制限する。「雇用税」は雇用する非熟練の外国人労働者一人につき、一定額の雇用税を雇用主が政府に支払う制度である。また、外国人労働者の雇用主は、労働者の本国送還に責任を負っている。雇用主がこの義務の履行を担保するために、雇用する外国人労働者一人当たり5,000シンガポールドルの保証書の作成が義務づけられている。

5. 3. 4 オセアニア地域:オーストラリア

Miller(1999)によれば、オーストラリアは、人口1,900万人で、その4分の1が外国生まれの人々である。オーストラリアの移民プログラムは、ポイント・テスト・システムを採用している。ポイント・テストの目的は、オーストラリアに役にたつかないし、現存する問題を解決させるプロセスを緩和させる移民かどうかで決定している。大きく分けると、2つのカテゴリーから成り立っている。1つは、移民の為の独立したカテゴリーで、2つめは、熟練カテゴリーとなっている。第1の移民の為の独立したカテゴリーのポイント・システムは、年齢、熟練(一般的職業における資格と経験)、言語の上達によってポイントが与えられる。そして、資格がオーストラリアで得られる場合は、ボーナスがある。最大のポイントは、年齢に関して30、熟練に関して70、言語に関して20とボーナス・ポイントが5である。年齢に関する最大のポイントは、18-29歳に与えられ、18歳以下と50歳以上は、ポイントが付与されない。第2の熟練カテゴリーは、経験より公式な資格により大きなウエイトが置かれている。言語の最大20ポイントは、志願者が英語を読む、話す、理解する、書くことにおいて効率的なコミュニケーションが可能な場合与えられる。5ポイントは、志願者が一般的な日常の出来事を英語で基本的コミュニケーションが可能なら、また、英語以外の少なくとも2つの言語が流暢であるなら、与えられる。テストを通るた

めには、志願者は110ポイントの達成が必要である。

また、移民カテゴリーにリンクした熟練オーストラリア人は、熟練ベースと家族の再会に基づいている。ポイントは、熟練(資格と経験)、年齢、英語の上達、志願者とスポンサーとの関係、スポンサーの市民権、スポンサーの地域、スポンサーの居住等でポイントが与えられる。また、志願者の資格がオーストラリアで必要とされるとき、ボーナスがある。熟練、年齢、英語の上達度、ボーナスカテゴリーは、独立した熟練移民と同様である。15ポイントは、関係カテゴリーで利用できる。市民権に関しては10、居住に関しては10、地域に関しては5である。パスマークは、115ポイントである。

オーストラリアにおける移民プログラムのこうしたポイント・システムは、移民への選択手段を提供していて、オーストラリアにおける労働市場の環境への急速な調整や便益を 生み出している。また、移民の質の変動は、ポイント・システムより熟練移民に関する世界的市場条件によってより影響されると報告している。

6. 結論: 今後のわが国の外国人労働政策

樋口(1988)は、既存の実証研究より、わが国の需要の賃金弾力性はアメリカに比べて小さく、供給弾性は大きいとして、外国人労働者を受け入れたとき、わが国では国内労働者の雇用削減を招きやすく、就業をあきらめて潜在失業化する者が多数現われる可能性があるとしている。後藤(2004)は、女性雇用の増加がわが国の経済的厚生を確実に上昇させるのに対して、外国人雇用の増加は複合的なインパクトをもたらすために経済的厚生がどうなるかは一概に言えないとして、外国人労働者の受け入れよりも国内女性の活用のほうが望ましいとしている。

厚生労働省は、2007年7月に団塊世代の高齢化に伴う介護ニーズを賄うには、2014年までに介護職員などを40万~60万人増やす必要があると発表した[日本経済新聞2007年7月23日朝刊]。こうした将来推計の結果から、介護人材の不足を外国人受け入れで充当する考えに対して、高梨(2005)は看護・介護労働分野に関して、看護師については、看護師免許保持者176万人で、このうち非就業者の潜在看護師は55万人いるとして、外国人労働者の安易な受け入れを戒めている。

しかし、OECD(2007)は、2000年のOECD 諸国における平均の雇用されている看護師の11%、雇用されている医師の18%が外国生まれであるが、わが国のこの数字は5%以下であるとしている。多くのOECD 諸国において、移民は、ヘルス・ケアー(健康管理)の巡回の数のみならず、週末や夜中のサービスの継続の確保に重要な貢献をしていることを指摘している。また、国連は「補充移民:それは人口減少と高齢化を解決する解決方法の

1つになるか」で、人口減少を移民で補充するには、大量の外国人を導入しなければならず、実現可能な解決策ではないことを示している。しかし一方、現在よりも多くの若い移民を迎えることによって、低出生率国の人口減少を幾分かでも食い止めることができる緩衝的な効果があることを指摘している [United Nations(2001)]。

さらに、OECD(2006)は、日本への人材の流入を促進するために、以下の項目の改善を求めている。第1に、より多くの質の高い人材が日本で働くことが認められるように入国管理制度を改善する必要がある。第2に、外国の人材が日本で働くことができる資格の範囲を拡大し、海外で取得した資格や免状の認知を高める必要がある。第3に、外国人が働くことができる職業分類の数を増やし、高齢者の介護サービスを提供するような非専門的、非技術的職業も含むようにすることを挙げている「邦訳 OECD(2007)の250項〕。

最後に、著者は、将来続くとされる人口減少を直視して、長期の国家戦略として、単純労働者・熟練労働者(高度人材)を区別せず、労働市場化テストを行って、人材不足が深刻な分野から外国人労働者の移民(2 国間協定で)を認めるべきであると考える。外国人労働者の受け入れは、一般的に財政的負担を拡大するとわが国の研究結果が報告されているが、そうした実証分析は、横断面分析ないし短期的分析に留まり、長期的分析は行われていない。アメリカの長期的研究結果は、長期的効果は短期的効果より財政的負担が遥かに小さくなることを示している。アメリカの CEA は、移民は米国人の所得を年間300億ドル以上増やす効果があると報告している。また、外国人労働者の適度な受け入れは、単に衰退産業が生き延びられることが目的ではなく、産業構造の調整速度を緩めることによるミスマッチ失業を減少させる効果も期待される。優れて実証的問題であるが、外国人の単純労働者の流入は、国内労働者と補完的であるなら、それほど問題は生じない。最後に、外国人労働者の定住化は将来避けられないと考え、社会統合政策も同時に着手すべきであると考える。

注

- 1)入国者とは、「新規入国者」と「再入国者」を足し合わせた人数を言う。
- 2)「「特別永住者」とは、日本国との平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者で終戦前から引き続き日本に在留しているもの及びその子孫が、日本に永住できる法的な地位。」法務省入国管理局編(2007)『平成18年版 出入国管理』32ページ。
- 3)「外国人労働者を雇用又は派遣,請負等により事業所内で就労している事業所から管轄の公共職業安定所に提出された報告書を集計したものである。従業員50人以上規模の事業所については全事業所,また,従業員49人以下規模の事業所については一部の事業所を対象に,公共職業安定所が任意で報告を求めたものである。それゆえ,外国人労働者を雇用している事業所を全数把握しているものではない。」厚生労働省(2007)『外国人雇用状況報告』より。
- 4) 直接雇用以外の形態で、労働者派遣、請負等により事業所内で就労している場合を言う。

- 5)「専門的,技術的分野の在留資格」とは,教授,芸術,宗教,報道,投資・経営,法律・会計業務,医療,研究,教育,技術,人文知識・国際業務,企業内転勤,興行,技能が該当する。
- 6) 河野 (2006) より, Massey, Douglas, Joaquin Aragnogo, Greame Hugo, Ali Kouaouci, Adela Pellergrino, and J. Edward Taylor (1998) World in Motion: Understanding International Migration at the End of the Millennium, Oxford: Clarendon Press.
 - Massey, Douglas, Joaquin Aragnogo, Greame Hugo, Ali Kouaouci, Adela Pellergrino, and J. Edward Taylor (1994) "An Evaluation of international Migration Theory: The North American Case", *Population and Development Review*, 20–4.
- 7) 河野 (2006) より, Piore, Michael J. (1979) Birds of Passage: Migration Labor in Industrial Societies, Cambridge: Cambridge University Press.
- 8) 大塚 (1993) より, Lewis, A.W. "Economic Development with Unlimited Supplies of Labour", *The Manchester School of Economic and Social Studies*, May 1954. Lewis, A.W. "Unlimited Labour: Further Notes", *The Manchester School of Economic and Social Studies*, January 1958. ルイス・モデルは、しばしば労働経済学のテキストでも紹介される。 樋口美雄 (1996) 『労働経済学』東洋経済新報社、222-223項を参照されたい。
- 9) 大塚 (1993) より, Michael P. Todaro, "International Migration, Domestic Unemployment, and Urbanization: A Three—Sector Model", *Center for Policy Studies Working Papers*, No.124, July(1986).
- 10) 樋口 (1988) によれば, De Freitas, G. and A.Marshall (1983), "Immigration and Wage Growth in U.S. Manufacturing in the 1970's", *Discussion Paper*.
- 11) 樋口 (1988) によれば、Altonji, J. and D. Card (1988), "The Effects of Immigration On the Labor Market Outcomes of Natives", *Discussion Paper*.
- 12) 樋口 (1988) によれば, Borjas, G.J. (1987) "Immigrants, Minoritities, and Labor Market Competition", *Industrial and Labor Relations Reviews*, Vol. 40, No. 3.
- 13) 以下は、http://www.jil.go.jp/foreign/labour_system/2004_11/america_01.htm.を要約したものなので、詳細はそちらを参考されたし。
- 14) 以下では、労働政策研究・研修機構(2006)と労働政策研究・研修機構(2007)を著者により要約したものである。詳細は上述の文献を参考されたし。
- 15) 本項は、http://www.jil.go.jp/foreign/labour_system/2004_11/germany_01.htm.を要約したものである。詳細は、上述されたサイトを参照されたし。また、ドイツ・ヘッセン州における外国人・移民の現状及び統合政策に関して、丸尾(2007)を参照されたし。ドイツ、フランス、イギリスに関する外国人問題の取り組みに関しては、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2007)も参照されたし。
- 16) 本項は、http://www.jil.go.jp/foreign/labour_system/2004_11/france_01.htm.を要約したものである。詳細は、上述サイトを参照されたし。
- 17) 本項は、http://www.jil.go.jp/foreign/labour_system/2007_2/England.htm を要約したものである。詳細は、上述サイトを参照されたし。

参考文献

1. Akabari, A.H. and Devoretz, D.J. (1992) "The Substitutability of Foreign-born Labour

- In Canadian Production: Circa 1980", Canadian Journal of Economics, 25, No.3,604
 –614.
- Auerbach, A.J. and Oreopoulos, P. (1999) "Analyzing the Fiscal Impact of U.S. Immigration", The American Economic Review, 89,2,176–180.
- 3. Beißinger, T. and Möller, J. (2000) "Unemployment: Theoretical Explanations" Wagner (Ed) (2000) Globalization and Unemployment, Springer, 89-140.
- Bhagwati, J.N. and Srinivasan, T.N. (1983) "On the Choice Between Capital and Labour Mobility," *Journal of International Economics*, 14,209–211.
- Borjas, G.J. (1985) "Assimilation, Changes in Cohort Quality, and the Earnings of Immigrants", *Journal of Labor Economics*, Vol.3, No.4, 463–489.
- Borjas, G.J. (1993) "The Impact of Immigrations on Employment Opportunities of Natives", The Changing Course of International Migration, OECD, 191–198.
- 7. Borjas, G.J. (1994) "The Economics of Immigration", *Journal of Economic Literature*, Vol. 32, No. 4, 1667-1717.
- 8. Borjas, G.J., Freeman, R.B., Katz, L.F. (1996) "Searching for the Effect of Immigration On the Labour Market", *The American Economic Review*, 86, 2, 246–251.
- 9. Borjas, G.J. (2005a) "Labor Mobility", Labor Economics, McGraw Hill, 314-355.
- Borjas, G.J. (2005b) "Foreign-Born Domestic Supply of Science and Engineering Workforce: The Labor-Market Impact of High-Skill Immigration", *The American Economic Review*, 95, 2,56-60.
- 11. Borjas, G.J., Freeman, R.B., Katz, L.F. (1997) "How Much Do Immigration and Trade Affect Labor Market Outcomes?" *Brookings Papers on Economic Activity*, 1,1–67.
- 12. Butcher, K. and Card, D. (1991) "Immigration and Wages: Evidence from the 1980's", The American Economics Review, 81, 2, 292–296.
- 13. Card,D. and DiNardo,J. (2000) "Do Immigrant Inflow Lead to Native Outflows?", *The American Economic Review*, 90,2,360–367.
- 14. Chiswich, B.R. (1978) "The Effect of Americanization on the Earnings of Foreign-born Men", *Journal of Political Economy*, Vol. 86, No. 5, 897–921.
- 15. Chiswich, B.R. (1986) "Illegal Aliens: A Preliminary Report on an Employee Employer Survey", *American Economic Review*, Vol.76, No.2, 253–257.
- Entzinger.H. (2007) "The Social Integration of Immigrants in the European Union",
 JILPT International Symposium 'Migration Policy and Society in Europe' Social
 Integration for Migrant Worker Tokyo,17, January 2007.
- 17. Frey, W.H. (1995) "Immigration and Internal Migration 'Flight': A California Case Study." *Population and Environment*, Vol.16, No.4, 353–375.
- 18. Frey, W.H. (1996) "Immigration, Domestic Migration, and Demographic Balkanization in American: New Evidence for the 1990s." *Population and Development Review*, Vol. 22, No. 4,741–63.
- 19. Grenwood, M.J. and McDowll (1986), "The Factor Market Consequences of U.S. Immigration", *Journal of Economic Literature*, Vol.24, No.4, 1738-1772.
- 20. Grossman, J.B. (1982) "The Substitutability of Natives and Immigrants in Productuc-

- tion", Review of Economics and Statistics, Vol.64, No.4, 596-603.
- 21. Lee, R. and Miller, T. (2000), "Immigration, Social Security, and Broader Fiscal Impacts", *The American Economics Review*, 90,2,350–354.
- 22. Lerman, R.I. (1999) "U.S. Wage-Inequality Trends and Recent Immigration", *The American Economic Review*, 89,23–28.
- 23. MacDougal, G.D.A. (1960) "The Benefits and Costs of Private Investment from Abroad: A Theoretical Approach", *Economic Record*, Vol. 36, 13–35.
- 24. Miller,P. (1999) "Immigration Policy and Immigrant Quality: The Australian Points System", *The American Economics Review*;89,2,192–197.
- 25. Mundell,R.A. (1957), "International Trade and Factor Mobility", *American Economic Review*, Vol.47,pp.321-337. reprinted in his International Economics, Macmillan,N.Y., 1968, Chap.6,(渡辺太郎他訳『新版 国際経済学』ダイヤモンド社, 2002, 第6章)
- 26. OECD (2006) *OECD Economic Survey, Japan 2006 OECD*. OECD 編**,**大来洋一監訳 (2007) 『OECD 日本経済白書 2007』中央経済社。
- 27. OECD (2007), International Migration Outlook, OECD.
- 28. Ramaswami, V.K. (1968), "International Factor Movement and National Advantage", *Economica*, Vol. 37, 309–310.
- 29. Skeldon (2001) "Migration and thinking about migration: introductory remarks towards a historiography of population movement" スケルドン (2005) 「人口移動と人口移動研究」石川義孝編著『アジア太平洋地域の人口移動』明石書店, 29-54.
- 30. Smith,B. and R. Newman (1977), "Depressed Wages along the U.S.—Mexico Border: An Empirical Analysis", *Economic Inquiry*, Vol.15,No.1,51-66.
- 31. Todaro, M.P. (1969) "A Model of Labour Migration and Urban Unemployment In Less Developed", *The American Economic Review*, 59,138–148.
- 32. United Nations (2001) Replacement Migration; Is it a solution to Declining and Ageing Populations?, United Nations.
- 33. Wise,D.E. (1974) "The Effect of the Bracero on Agricultural Production in California", *Economic Inquiry*, Vol.12, No.4,547–558.
- 34. Wright, R.A., Ellis, M. and Reibel, M. (1997) "The Linkage between Immigration and Internal Migration in Large Metropolitan Areas in the United States", *Economic Geography*, Vol. 73, No. 2, 234–254.
- 35. アンツィンガー (2007)「欧州における移民受入れと社会統合の展開」『Business Labor Trend』 March,32-36.
- 36. 伊豫谷登士翁編(1992)『外国人労働者論』弘文堂。
- 37. http://www.jil.go.jp/foreign/labour_system/2004_11/france_01.htm.
- 38. http://www.jil.go.jp/foreign/labour_system/2004_11/germany_01.htm.
- 39. http://www.jil.go.jp/foreign/labour_system/2004_11/eu_01.htm.
- 40. http://www.jil.go.jp/foreign/labour_system/2004_11/america_01.htm
- 41. http://www.jil.go.jp/foreign/labour_system/2007_2/England.htm
- 42. http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2007_2/german_01.htm
- 43. 小川浩一 (1992)「外国人労働問題の現在」『季刊 労働法』164号,58-72.

- 44. 小川誠 (2004)「外国人労働者問題の現状」『日本労働研究雑誌』No.531,4-15.
- 45. 大橋勇雄 (1993)「外国人労働者と労働市場メカニズム」日本労働研究機構調査報告書 (1993)『経済社会の国際化と労働問題に関する研究』No.49,日本労働研究機構,27-45
- 46. 大橋勇雄(1995)「労働市場の構造と外国人労働者の流入」猪木武徳・樋口美雄編『日本の雇用システムと労働市場』日本経済新聞社。
- 47. 大竹文雄・大日康史 (1993)「外国人労働者と日本人労働者との代替・補完関係」『日本労働研究雑誌』No.407,2-9.
- 48. 大塚友美 (1993) 『国際労働移動の政治経済学』 税務経理会。
- 49. 大淵寛 (2007)「「効率」と「安心」の経済政策:人口減少時代と政策対応」『経済政策ジャーナル』第4巻第2号、76-79.
- 50. 洪 榮昭 (2006)「台湾:2 国間協定に基づく受け入れを実施」http://www.jil.go.jp/foreign/labour_system/2006_3/taiwan_01.htm.
- 51. 経済産業省(2007)『「外国人研修・技能実習制度に関する研究会 | とりまとめ』
- 52. 清野一治 (1993a)「熟練労働者と人的資本形成」日本労働研究機構調査報告書 (1993) 『経済社会の国際化と労働問題に関する研究』No.49,日本労働研究機構,46-58.
- 53. 清野一治 (1993b)「国際貿易理論の観点からみた国際労働移動」日本労働研究機構調査報告書 (1993)『経済社会の国際化と労働問題に関する研究』No.49,日本労働研究機構,124-137.
- 54. 清野一治 (1993c)「国際要素移動の経済的誘因」日本労働研究機構調査報告書 (1993) 『経済社会の国際化と労働問題に関する研究』No.49,日本労働研究機構,138-154.
- 55. 清野一治 (1993d)「財貿易と要素移動の相互関連」日本労働研究機構調査報告書 (1993) 『経済社会の国際化と労働問題に関する研究』No.49,日本労働研究機構,74-83.
- 56. 倉田良樹 (2003)「専門的・技術的労働者の受け入れ」依光正哲編 (2003)『国際化する日本の労働市場』東洋経済新報社,77-96.
- 57. 河野周果 (2006)「世界人口の動向と国際人口移動」吉田良生・河野周果編 (2006)『国際 人口移動の新時代』原書房,1-24.
- 58. 厚生労働省 (2007) 『「研修・技能実習制度研究会中間報告 | について』
- 59. 小﨑敏男 (2005) 「人口減少と労働政策 | 『経済学論纂』 第45巻第1・2合併号, 105-132.
- 60. 小崎敏男 (2006a)「人口減少と女子労働政策」『経済学論纂』第46巻第1・2合併号, 105-132.
- 61. 小崎敏男 (2006b)「人口減少と労働市場」大淵寛・森岡仁編著 (2006)『人口減少時代の日本経済』原書房, 111-142.
- 62. 小﨑敏男 (2007)「人口減少と高齢者就業対策」『経済学論纂』第47巻第3・4号合併号, 377-401.
- 63. 今野浩一郎 (2006)「欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合を展望する」1-23, 労働政策研究・研修機構 (2006)『欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合』 No.59. 労働政策研究・研修機構。
- 64) コンダミナス (2007)「最近の移民法改正その背景にあるもの」『Business Labor Trend』 March,37-38.
- 65. 後藤純一(1990)『外国人労働の経済学』東洋経済新報社。

- 66. 後藤純一 (1992)「外国人労働者受入れの経済学的影響」『季刊 労働法』164号, 28-41.
- 67. 後藤純一 (2001)「高齢少子化と21世紀の労働力需給:出生率引き上げ政策は有益か?』 『日本労働研究雑誌』No.487,3-19.
- 68. 後藤純一 (2004)「日本の労働力需給ギャップと外国人労働者問題』『日本労働研究雑誌』 No.531,16-25.
- 69. 佐野哲 (2003) 「国際的な労働力需給システム」依光正哲編 (2003) 『国際化する日本の労働市場』東洋経済新報社、37-58
- 70. 澤田康幸(2003)『国際経済学』新世社。
- 71. 式部 信(1992)「「外国人労働者問題」と労働市場理論」梶田孝道・伊豫谷登志翁編著 (1992) 『外国人労働者論』弘文堂,137-168.
- 72. 島田章 (2003) 『国際労働移動のマクロ経済分析』 五絃社。
- 73. 島田章(2006)『外国人労働者流入と経済厚生』五絃社。
- 74. 島田晴雄(1993)『外国人労働者問題の解決策』東洋経済新報社。
- 75. スー (2006)「シンガポール:人的資源を補う積極的受け入れ政策」<u>http://www.jil.go.</u>jp/foreign/labour_system/2006_3/singapore_01.htm.
- 76. 鈴木江里子 (2006)「日本の外国人労働者受入れ政策」吉田良生・河野稠果編 (2006)『国際人口移動の新時代』原書房,187-210.
- 77. 高梨 晶編著 (2005)『外国人労働者問題と人口減少社会の雇用戦略』社会経済生産性本 部。
- 78. 中馬宏之 (1993)「外国人労働者の流入制限と資本移動」日本労働研究機構調査報告書 (1993) 『経済社会の国際化と労働問題に関する研究』No.49, 日本労働研究機構, 8-26.
- 79. 勅使河原司郎 (1992)「急増する外国人との共生,共存の道」『季刊 労働法』164号,73-86
- 80. 中村二朗 (1993)「国際労働移動に伴うマクロ経済的影響」日本労働研究機構調査報告書 (1993)『経済社会の国際化と労働問題に関する研究』No.49,日本労働研究機構,84-102.
- 81. 中村二朗 (2007)「外国人労働者受け入れ問題の今昔」『日本労働研究雑誌』No.562,98-100.
- 82. 日本経済団体連合会 (2007) 「外国人研修・技能実習制度の見直しに関する提言 |
- 83. 日本総合研究所 (2002) 『外国人労働者受入れに伴う社会的コストに関する調査研究報告書』 日本総合研究所。
- 84. 日本経済新聞2007年5月15日(火曜日)朝刊。
- 85. 2007年経済諮問委員会(2007) 『2007 米国大統領経済報告』エコノミスト臨時増刊。
- 86. 蜂谷隆 (1992)「外国人労働者問題受入れと政府・経済界の立場」『季刊 労働法』164号, 42-57.
- 87. 樋口美雄(1988)「外国人労働者問題の経済学的側面」『日本労働協会雑誌』No.348,14-23.
- 88. 樋口美雄 (1996)「今日の労働市場をめぐる論点整理」樋口美雄 (1996)『労働経済学』東 洋経済新報, 299-337.
- 89. 法務省入国管理局編(2007)『平成18年版 出入国管理』アイネット。
- 90. 丸尾真 (2007)「ドイツ・ヘッセン州における外国人・移民の現状及び統合政策」ESRI

- Discussion Paper Series, No.184.
- 91. 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2007) 『英独仏における外国人問題への取り組み 及びその課題に関する調査研究』平成18年度内閣府経済社会総合研究所委託調査。
- 92. 三谷直紀 (1993a)「外国人労働者と女子パートタイム労働者」『国際協力論集』創刊号, 101-127.
- 93. 三谷直紀 (1993b)「外国人労働者と国内労働者の代替・補完関係について」日本労働研 究機構調査報告書 (1993)『経済社会の国際化と労働問題に関する研究』No.49,日本 労働研究機構,103-123.
- 94. 三好博昭 (2003)「外国人労働者の受入れの現状」依光正哲編著 (2003)『国際化する日本の労働市場』東洋経済新報,61-75.
- 95. 山本繁綽(1992)『国際労働移動の経済学』関西大学出版会。
- 96. 柳下真知子 (2006)「国際人口移動と移民国家――アメリカ合衆国の経験――」吉田良生・河野稠果編 (2006)『国際人口移動の新時代』原書房、25-53.
- 97. ユー (2006)「韓国:雇用許可制度を導入」http://www.jil.go.jp/foreign/labour_system/2006_3/korea_01.htm.
- 98. UFJ 総合研究所 (2005) 『製造業における外国人労働者の活用の実態と日本人労働者の雇用・賃金への影響に関する調査』UFJ 総合研究所。
- 99. 吉川洋 (2003)「新しい需要を創る不断の努力を:トンネルの先に光は見える」『エコノミスト』 6月10日号,38-41.
- 100. 吉田良生 (1995)「外国人労働力導入の功罪」水野朝夫・小野旭 (1995) 『労働の供給制 約と日本経済』原書房, 182-204.
- 101. 吉田良生 (2005)「少子高齢社会における移民の受け入れと労働力化確保」毎日新聞社人口問題調査会編 (2005)『人口減少社会の未来学』論創社,37-70.
- 102. 吉田良生 (2006)「日本の外国人労働者と労働市場政策」吉田良生・河野周果編 (2006) 『国際人口移動の新時代』原書房, 211-231.
- 103. 吉田良生・河野稠果 (2006)『国際人口移動の新時代』原書房。
- 104. 依光正哲 (1988)「外国人労働者受入れ問題への一視点」『日本労働協会雑誌』No.348,3-13.
- 105. 依光正哲 (2003)「日本からの出稼ぎ移民」依光正哲編著 (2003)『国際化する日本の労働市場』東洋経済新報, 3-14.
- 106. 依光正哲 (2003)「日本における労働市場の国際化」依光正哲編著 (2003)『国際化する日本の労働市場』東洋経済新報、15-36.
- 107. 労働市場改革専門調査会(2007)「労働市場改革専門調査会 第 2 次報告」htt://www.keizai-shimon.go.jp/special/work/13/agenda.html.
- 108. 労働省職業安定局編(1992) 『外国人労働者受入れの現状と社会的費用』労務行政研究所。
- 109. 労働政策研究・研修機構 (2004) 『外国人労働者問題の現状把握と今後の対応に関する研究』 労働政策研究報告書 No.14.
- 110. 労働政策研究・研修機構 (2006) 『欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合』 No.59. 労働政策研究・研修機構
- 111. 労働政策研究・研修機構(2007)「外国人労働者と社会統合」『Business Labor Trend』 March.32-44.